

公務労働組合の運動と学習

高知自治労連 筒井

1. はじめに

自治労連（自治体労働組合）の運動についてお話しします。

2. 公務員も労働者

日本国憲法

§ 15② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

↑

公務員が時の権者や一部の国民のものではなく、国民全体に対して中立・公正に職務を遂行する存在であることを明らかにしている。

同時に、公務員も国民の一員としての「権利」、使用者（国や自治体当局）に雇用される労働者としての「権利」が保障されている。

日本国憲法

§ 28 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

しかし、憲法上認められている権利であっても、その一部に制約も設けられている。

主要国の公務員の労働基本権の概要

国名	団結権	団体交渉権	争議権
アメリカ	○（軍人、FBI職員を除く）	○ 給与についてはなし （軍人、FBI職員等を除く）	×
イギリス	○（警察、軍人を除く）	○（警察、軍人等を除く）	○（警察、軍人等を除く）
ドイツ	○	○（官吏の協約締結権を除く）	○（官吏を除く）
フランス	○（軍人等を除く）	○（軍人等を除く）	○法が規定する範囲内で行使 （警察、軍人を除く）
日本 （一般行政職）	○ （警察、自衛官の他、消防職員、監獄職員、海上保安庁職員を除く）	△ 協約締結権はなし	×

労働法制の適用関係

	地方公務員法	労働組合法 労働関係調整法 地方公営企業法 地方公営企業労働 関係法	労働基準法	苦情・紛争の処理
一般職員	全面適用	適用なし	一部を除き適用 ※適用除外の主な項目 ①労働時間の規定 ②就業規則の規定 ③災害補償の規定	◎人事委員会または公平委員会…不利益処分、勤務条件措置要求 ◎裁判所
現業職員 企業職員 (地方公 営企業)	一部を除き適用 ※適用除外の主な項目 ①人事委員会・公平委員会に 関係する苦情処理等の規定 ②給与・勤務時間等 ③職員団体に関する規定 ④団体交渉に関する規定 ⑤政治的行為の制限の規定	全面適用 現業職員→労働組合法、労働関係調整法 企業職員→地方公営企業法、地方公営企業労働関係法 (ただしストライキ権制約)	全面適用	◎労働委員会…不当労働行為申し立て、斡旋・調定・仲裁の申し立て ◎裁判所

公務員の労働組合は、実は労働組合じゃない!?

地方公務員法

§52 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

一般職員の場合、地方公務員法適用のため、法律上、「労働組合」ではなく、「職員団体」。
労働基準法の一部制約もあり。



地方公務員の場合、地方公務員法によって労働基準法第2条の「労働条件は労使が対等の立場で決定すべきもの」という規定が適用除外。

地方公務員法は、一方で、第55条で職員団体による当局との交渉を認めている。

地方公務員法

§55 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

長年のたたかひの到達点として、多くの自治体労働組合では、労使対等の立場での団体交渉が取り組まれている。一方、条例主義に陥り、議会が決定することだから、として労使交渉を真摯に取り組まない事例もあり。

3. 高知自治労連が重視していること

労働組合の基本3原則

①要求に基づく団結＝「一致する要求に基づく行動の統一」ともいいます

思想・信条、政党支持の違いをこえて、労働者が要求で団結するという原則です。

②資本（使用者）からの独立

労働組合の運営や運動に、資本（使用者）の干渉・介入を許してはならないという原則です。

③政党からの独立

組合員に対し、特定政党の支持や特定政党の選挙活動に動員することなく、組合員の政党支持、政治活動の自由を保障するとともに、一致する要求では政党との協力・共同をすすめるという原則です。

特に一番土台にあるのは、「要求に基づく団結」。より多くの人々が力を合わせることで、団結の力は強く大きくなる。そのためにも、資本（使用者）や政党から独立が必要。

、

4. 公務公共労働組合としての活動の基本

（1）職場を基礎にした活動をすすめる

①職場は組合活動の原点

職場は、当局の「合理化」や賃金・労働条件などに関わる政策をはじめ、国の政治までもが直接・間接に現れ、住民や自治体労働者及び関連労働者と行政の矛盾が集中し、要求が絶えず生み出される場所。そして、ともに働く仲間の大変さや喜びを知り、連帯感が深まる場所でもある。だから、賃金・労働条件はどうあるべきか、住民に喜ばれる仕事とは、働きやすい職場環境づくりなど、労働者が要求や組合活動について仲間と語る場所であり、そこに労働組合活動がどれだけ豊かに展開されているかが労働組合の力を決めることになる。常に職場での活動を重視し、職場組合員の要求・感性・発想を大切にし、職場に組織と運動をつくっていくことは、労働組合の原点といえる。

②要求と組合民主主義を大切に

大切なのは、職場の仲間を表面的に見ないこと。さまざまな不満や願いをもっている、労働者はそれを口に出すとは限らない。たかかって要求を実現した経験を持つ組合員もそれほど多くはない。もしかしたら、「組合に言っても・・・」、「自分で何とかしないと」とあきらめているのかもしれない。だから、労働者のホンネを引き出す努力と工夫も必要。

京都自治労連舞鶴市職労では、「職場ギスギス改善アンケート」を実施。「職場の会話が減ってきている」「仕事でわからないことがあっても聞きにくい」という声が組合の会議で話題になり、組合員と管理職を対象にアンケートをとったところ、職場で爆発的な話題になった。

また、昼食を兼ねたり、職場で集まって懇談する「しゃべり場」も、各地で取り組まれている。

（2）地域・住民の課題に目を向けて活動する

自治体・公務公共関係労働者が、住民全体の奉仕者としての職務を担うためには、住民のための仕事ができる職場づくり、労働条件や権利の保障と、悪政を変える運動をすすめることが求められる。そのためには、自らの生活・権利・労働条件改善と、地域住民の生活・権利・住民サービス向上、地方自治の発展を統一してめざす「民主的自治体（公務公共）労働者論」の立場で運動をすすめることが何より大事。

「住民のためにいい仕事をしたい」という願いは、現在のように政府や国会が悪政を押し付け、

自治体を悪政の執行機関化しているもとでは、「仕事でがんばる」だけでは実現できない。こうした時代だからこそ、職場でも憲法の立場から仕事の在り方を議論し、住民のための仕事ができる職場をつくることに主体的にかかわることが大切。同時に労働組合に参加をして、住民のためにならない政策や国の悪政を変えるために住民とともに運動することも重要。

「行政論」（自治体行政の直接の担い手として住民のための仕事と職場をつくる）と「運動論」（住民とともに、自治体労働者をふくむ住民の利益と自治体の民主的発展という共同の目的のために労働組合として取り組む）の統一が求められる。

5. 「学習を基礎に」を運動の基本～高知自治労連の学習活動

基本的な学習活動は、次のとおり。

県本部段階で

- ・新入組合員学習交流会（初級）
- ・役員講座（中級）
- ・春闘学習会
- ・人勧学習会
- ・その他、情勢に応じて学習会の開催

補助組織で（下のほか、定期大会の際に学習会をセットで行うことも多い。）

（青年部）

- ・青年労働学校

（女性部）

- ・春季学習会
- ・全県代表者会

（保育部）

- ・春季学習会
- ・東西ブロック学習会
- ・保育学校

（医療部）

- ・春季学習会
- ・夏季学習交流会

（現業評）

- ・春季学習会
- ・夏季学習交流集会

単組で

- ・新採学習会
- ・賃金や労働条件についての学習会
- ・各補助組織等での学習活動

地域で

- ・嶺北労働者農民大学

学習資料等

- ・勤労者通信大学の受講推進
- ・『学習の友』、『住民と自治』、『自治と分権』の購読推進
- ・公務労働者論や賃金、労働条件課題については、県本部で資料を作成することが多い。

☆ 住民福祉の向上のためには、実践と学習の反復が不可欠。そのことは労働組合でも同じ。要求の前進は、実践と学習の反復から。

そして、行政での仕事と組合活動が有機的に結合することが大切！